

2026.2.6 令和7年度権利擁護支援シンポジウム



## 法定後見の終了に関する運用について

最高裁判所事務総局家庭局第二課長 遠藤圭一郎

## 法制審議会民法（成年後見等関係）部会での議論状況

- 本人にとって必要十分な範囲で法定後見を利用することができるよう、本人の能力が回復した場合に加えて、保護の必要性がなくなったと認められれば、法定後見（補助）開始等の審判を取り消す旨の規律を設ける形で要綱案の取りまとめがなされる方向
- 見直し後の制度では、家裁において、本人につき、保護の必要性がなくなっ  
たか否かを判断することが見込まれる

（保護の必要性の検討場面）

- ① 補助人に同意権を付与する場合
- ② 補助人に代理権を付与する場合
- ③ 特定補助人を付する場合（本人が事理弁識能力を欠く常況にある場合）

 ①～③それぞれにおいて保護の必要性の中身が異なる

# ① 補助人に同意権を付与する場合

## 同意権の内容

現行制度と同様、特定の行為をするには補助人の同意を得なければならないこととした上で、同意なく行われた行為は取り消すことができる

## 保護の必要性の考え方

本人が特定の事務に際して、その内容を理解し、利害得失を検討して態度を決定をするに際し、本人が一人で検討を行うと不利益を被るおそれがあることから、態度の決定について補助人において同意をするか否かを検討することを通じて、必要な理解、検討への不足を補うことで自己に不利益な行為をすることを防ぎ、補助人の同意を得ずに行った自己に不利益な特定の法律行為を取り消すことができるようにしておくこと

# ① 補助人に同意権を付与する場合

## 保護の必要性が認められると考えられる具体例

- 特定の法律行為について過去に被害に遭い、高額の不利益な取引をしたことがあることから、将来においても同類型の法律行為について不利益な取引をしてしまうおそれがある
- 特定の者に対して贈与をして、自身の生活を維持することが困難な状態に陥ったことがあり、将来においても同じ特定の者に対して贈与を繰り返してしまうおそれがある



## ② 補助人に代理権を付与する場合

### 代理権の内容

現行制度と同様、個別具体的な事案において、補助人が、本人に代わって特定の法律行為をすること

### 保護の必要性の考え方

個別具体的な事案において、補助人が、本人に代わって特定の法律行為をすることを認めるべき保護の必要性であると解される



保護の必要性の検討の中心は、特定の法律行為をすること（するかどうか）

## ② 補助人に代理権を付与する場合

### 保護の必要性が認められると考えられる具体例

- 施設入居の予定があり、不動産を処分しないと管理費用だけがかかるので売却を検討する必要があるといった客観的な状況が認められる



- 単に不動産を有しているという程度  
→ 必要性が認められるということにはならないのでは？



\* 実際に売却をするかどうかは、保護者（補助人）が本人の意思等を踏まえて判断することになる。

## ③特定補助人を付する場合

### 特定補助人の制度

本人が事理弁識能力を欠く常況である場合に、現行民法13条1項に相当する行為について、いずれも取り消すことができることとするほか、特定補助人に意思表示の受領や保存行為の権限を与える制度となる見込み

### 保護の必要性の考え方

現行民法13条1項に相当する行為のうち、本人が事理弁識能力を欠く常況にあるが故に、いずれかの行為をする可能性があるが、どの行為をするかの予測を的確に行うことが困難であって、重要な財産上の行為について特定補助人の裁量判断において幅広く取り消すことができるものとしておくこと

## ③特定補助人を付する場合

### 保護の必要性が認められると考えられる具体例

躁うつ病にり患しており、そのために事理弁識能力を欠く常況にある者について、躁状態にあるときに気分が高揚し、知人に多額の贈与をしたり、高級装飾品を購入するなどしたことがあり、今後も何らかの財産を散逸するような行動に及ぶ可能性があるものの、具体的にどのような行為に及ぶかについて、正確に予測することができない



## 見直し後の運用について（イメージ）

保護の必要性が消滅したか否かは、本人の法的課題の解決を支援する立場にある補助人が適切に把握



補助人が、毎年1回、本人の制度利用状況等を家裁に報告



保護の必要性が消滅していると認められれば、家裁は職権により、補助人に付与された権限を取り消すことができる



このような仕組みが機能するには、補助人が自身に付与された権限を本人のために行使する必要性の有無を具体的に把握し、裁判所に報告していただくことが不可欠

## 補助人となられる皆様に期待すること

- 保護の必要性の消滅に関する議論は、第二期基本計画における、権利擁護支援チームによる本人支援の考え方に沿うもの
- 補助人には、本人の意向を把握するとともに、地域で本人を支援するチームの一員として、他のチームの方々と連携して本人を支援するという考え方を一層推進していただくことが望まれる



引き続き、本人の意思を尊重した運用への御協力をお願いいたします



御清聴ありがとうございました

